

# 「令和5年度 中央中学校いじめ防止基本方針」

桐生市立中央中学校

平成26年3月策定

## 1 いじめ防止等のための取組に対する基本的な考え方

### ○いじめに対する基本認識について

いじめは、人権侵害であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

本校では、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という基本認識に立ち、保護者等との連携を密にし、いじめを絶対許さない学校づくりに全力で取り組みます。いじめの未然防止及び早期発見に重点を置き、いじめ事案が発生した場合には迅速かつ適切にこれに対処するため、桐生市立中央中学校いじめ防止基本方針を定めます。

### ○いじめの未然防止について

中央中学校のすべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることが、いじめの未然防止につながると考えます。そのため、生徒一人ひとりが自己有用感や充実感を感じられ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていきます。また、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに力を注ぎます。

### ○いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合があります。けんかやふざけ合いであっても、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

また、生徒が相談しやすい雰囲気や環境をつくっていくことでいじめの早期発見につながると考えます。

### ○いじめの解消について

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有を行います。また、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うこと、指導後も、被害者やその家族が安心できるまで寄り添った対応を行うことで解消につながると考えます。

## 2 いじめ防止等のための組織

### (1) 組織の構成員等

#### ○「中央中学校いじめ防止対策委員会」構成員

校長、教頭、教務主任、学年主任、事務職員、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭

※必要に応じて、スクールカウンセラー、教育相談員、担任、部活動顧問、各学年生徒指導担当、各学年教育相談担当、学校医などを構成員に加えます。

※毎週開催する教育相談委員会（校長、教頭、教育相談主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年教育相談担当、教育相談員、特支コーディネーター、スクールカウンセラー）の議題の中に生徒指導を盛り込み、必要に応じて生徒指導委員会（校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭）を開催し

ます。

## (2) 活動の概要

- 「中央中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行います。
- いじめ相談の窓口になり、家庭・地域への周知を図ります。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行います。
- いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にを行います。
- 本人がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識しなかったりする場合も、いじめにつながる行為に対しては適切に対応します。
- 「中央中学校いじめ緊急対応マニュアル」の周知及び改訂を行います。
- 必要に応じて関係相談機関と連携した対応を迅速に進めます。
- 毎月実施する「いじめに関するアンケート」の分析と保管（卒業後5年間）を行います。
- 生徒会によるいじめ防止活動を行います。
- 毎月1回いじめ防止委員会を開催します。

## 3 いじめ防止等に関する措置

表1に示すとおり、年間を通じたいじめ防止等のための取組を実施することにより、いじめの防止等を図ります。

表1 桐生市立中央中学校いじめ防止に関する年間計画

	教職員の取組内容	生徒会の取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none"><li>○「学校経営方針（本年度の努力点）」におけるいじめ防止に関する取組の校長説明〔第1回職員会議〕</li><li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li><li>○いじめ防止にかかわる研修の実施・「桐生市立中央中学校いじめ防止に関する年間計画」についての共通理解〔校内研修〕</li><li>○学校間、学年間の情報交換、指導要録の引継ぎ</li><li>○いじめを許さない学校づくりを宣言する校長講話〔始業式・入学式〕</li><li>○人間関係づくり、学級目標の設定、学級のルールづくり〔学級活動〕</li><li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔入学式・保護者会・学年通信・中央中Webページ等〕</li><li>○家庭訪問の実施</li><li>○学校生活アンケートの実施と分析</li><li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li><li>○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行</li><li>○コミュニケーションスキルの向上を目指した授業実践〔総合学習〕</li><li>○道徳教育の推進</li><li>○インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応として「おぜのかみさま」を通じた未然防止の働きかけ</li><li>○生徒指導委員会・教育相談委員会におけるいじめ未然防止に向けた情報交換</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・生徒会本部が、いじめ防止活動計画案を作成</li><li>・あいさつ運動の実施</li><li>・いじめ防止ポスター作成・掲示</li><li>・生徒会オリエンテーションで、生徒会本部から、会員一人ひとりが充実した学校生活を送れるよう互いに尊重し合い生活するよう、いじめ防止の支店から呼びかけ</li><li>・目安箱・Thank you treeの周知</li><li>・「生徒会だより」によるいじめ防止活動やいじめ防止の呼びかけ</li></ul>
	<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・全教職員が学校基本方針を共通理解する。</li><li>・過去のいじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。</li><li>・学校がいじめの問題に本気であることを示す。</li><li>・保護者会や学年通信等を利用し、保護者に学校基本方針を周知する。</li><li>・グループエンカウンター等を取り入れ、より良い人間関係を構築する。</li></ul>	

5月	<p><b>【春のいじめ防止強化月間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔P T A総会・学年通信・中央中W e b ページ等〕</li> <li>○家庭訪問の実施</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○いじめ防止にかかわる道徳授業の実践</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○hyper-QU検査の実施（第1回）</li> <li>○学校行事等を通じた人間関係づくり〔修学旅行〕</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○道徳教育の推進</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携した相談活動</li> <li>○生徒指導委員会・教育相談委員会におけるいじめ未然防止に向けた情報交換</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の班編制の場面では十分留意する。</li> <li>・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・「生徒会だより」によるいじめ防止活動やいじめ防止の呼びかけ</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中W e b ページ等〕</li> <li>○話し合い活動「学級の諸問題」〔学活〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○学校行事等を通じた人間関係づくり〔修学旅行〕</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○道徳教育の推進</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携した相談活動</li> <li>○生徒指導委員会・教育相談委員会におけるいじめ未然防止に向けた情報交換</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関するアンケートを実施することで生徒にいじめ問題は自分たちの問題であることを意識させる。</li> <li>・諸問題の中にいじめに関するものがないかチェックする。</li> <li>・生徒の班編制の場面では十分留意する。</li> <li>・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・生徒総会の開催</li> <li>※生徒主体のいじめ防止活動の提案</li> <li>・生徒会「いじめについて考えるアンケート」の実施・活用</li> <li>・いじめ防止スローガン（前期）の周知</li> <li>・生活委員会によるいじめ防止生活目標の作成・呼びかけ</li> <li>・保健委員会による健康生活リズムチェックアンケートの実施①</li> <li>・「生徒会だより」によるいじめ防止活動やいじめ防止の呼びかけ</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中W e b ページ等〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○道徳教育の推進</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携した相談活動</li> <li>○第1回学校評価の実施・結果分析</li> <li>○生徒指導委員会・教育相談委員会におけるいじめ未然防止に向けた情報交換</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価を行い教職員の取組を振り返る。</li> <li>・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・保健委員会による学級指導「ストレスと上手に付き合おう」</li> <li>・「生徒会だより」によるいじめ防止活動やいじめ防止の呼びかけ</li> </ul>

<p>8月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○道徳教育の推進</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行</li> <li>○生徒指導委員会・教育相談委員会におけるいじめ未然防止に向けた情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・「いじめ防止フォーラム」参加</li> <li>・「生徒会だより」によるいじめ防止活動やいじめ防止の呼びかけ</li> </ul>
<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校評価の結果をもとに学校基本方針の見直しや今後の取組の軌道修正を行う。</li> <li>・ 教職員の相談技術の向上を図る。</li> <li>・ 生徒会だよりを活用し、「いじめ防止フォーラム」の内容を全生徒に周知する。</li> <li>・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用</li> </ul>		
<p>9月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○学校行事等を通じた人間関係づくり〔榛名高原学校・職業体験学習・運動会〕</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○道徳教育の推進</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携した相談活動</li> <li>○生徒指導委員会・教育相談委員会におけるいじめ未然防止に向けた情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・「生徒会だより」によるいじめ防止活動やいじめ防止の呼びかけ</li> </ul>
<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の変化を把握する。</li> <li>・ 公正に選手決めが行われているかチェックする。</li> <li>・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用</li> </ul>		
<p>10月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○学校行事等を通じた人間関係づくり〔校内合唱コンクール〕</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○道徳教育の推進</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携した相談活動</li> <li>○生徒指導委員会・教育相談委員会におけるいじめ未然防止に向けた情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・「生徒会だより」によるいじめ防止活動やいじめ防止の呼びかけ</li> </ul>
<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の変化を把握する。</li> <li>・ 公正に選手決めが行われているかチェックする。</li> <li>・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用</li> </ul>		

<p>11月</p>	<p>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催  ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕  ○生徒主体のいじめ防止活動の支援  ○話し合い活動「学級の諸問題」〔学級活動〕  ○三者面談の実施  ○人権集会・校長による人権講話〔全校集会〕  ○人権集中学習の実施  ○学校生活アンケートの実施と分析  ○教育相談の実施  ○道徳教育の推進  ○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換  ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携した相談活動  ○生徒指導委員会・教育相談委員会におけるいじめ未然防止に向けた情報交換</p>	<p>・あいさつ運動の実施  ・保健委員会による健康生活リズムチェックアンケートの実施②  ・「生徒会だより」によるいじめ防止活動やいじめ防止の呼びかけ</p>
<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸問題の中にいじめに関するものがないかチェックする。</li> <li>・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用</li> </ul>		
<p>12月</p>	<p><b>【冬のいじめ防止強化月間】</b>  ○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催  ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕  ○人権集中学習の実施  ○「桐生市人権教育推進運動」の啓発作品コンクールに応募  ○生徒主体のいじめ防止活動の支援  ○いじめ防止にかかわる道徳授業の実践〔校内研修〕  ○学校生活アンケートの実施と分析  ○hyper-QU検査の実施（第2回）  ○教育相談の実施  ○道徳教育の推進  ○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換  ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携した相談活動  ○生徒指導委員会・教育相談委員会におけるいじめ未然防止に向けた情報交換  ○第2回学校評価の実施・結果分析</p>	<p>・あいさつ運動の実施  ・生活委員会によるいじめ防止生活目標の作成・呼びかけ  ・保健委員会による学級指導「ストレスと上手に付き合おう」  ・「生徒会だより」によるいじめ防止活動やいじめ防止の呼びかけ</p>
<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめに関するアンケートを実施することで生徒にいじめ問題は自分たちの問題であることを意識させる。</li> <li>・ 公開授業、人権標語の掲示、生徒会だより等を通して、本校のいじめ防止活動に対する取組を広く地域に周知する。</li> <li>・ 学校評価の結果をもとに学校基本方針の見直しや今後の取組の軌道修正を行う。</li> <li>・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用</li> </ul>		
<p>1月</p>	<p>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催  ○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕  ○生徒主体のいじめ防止活動の支援  ○学校行事等を通じた人間関係づくり〔校内書き初め大会〕  ○学校生活アンケートの実施と分析  ○教育相談の実施  ○道徳教育の推進  ○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換  ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行  ○生徒指導委員会・教育相談委員会におけるいじめ未然防止に向けた情報交換</p>	<p>・あいさつ運動の実施  ・「生徒会だより」によるいじめ防止活動やいじめ防止の呼びかけ</p>
<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用</li> </ul>		

2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中 Web ページ等〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○話し合い活動「学級の諸問題」〔学活〕</li> <li>○道徳教育の推進</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携した相談活動</li> <li>○生徒指導委員会・教育相談委員会におけるいじめ未然防止に向けた情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・「桐生市いじめ防止子ども会議」参加</li> <li>・専門委員会におけるいじめ防止活動の振り返り（後期）</li> <li>・「生徒会だより」によるいじめ防止活動やいじめ防止の呼びかけ</li> </ul>
<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止会議」に参加し、各校との情報交換を行い、来年度の取組に生かす。</li> <li>・諸問題の中にいじめに関するものがないかチェックする。</li> <li>・生徒会だよりを活用し、「桐生市いじめ防止子ども会議」の内容を全生徒に周知する。</li> <li>・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用</li> </ul>		
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中 Web ページ等〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○学校行事等を通じた人間関係づくり〔卒業式〕</li> <li>○道徳教育の推進</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携した相談活動</li> <li>○生徒指導委員会・教育相談委員会におけるいじめ未然防止に向けた情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・保健委員会による学級指導「ストレスと上手に付き合おう」</li> <li>・「生徒会だより」によるいじめ防止活動やいじめ防止の呼びかけ</li> <li>・生徒会におけるいじめ防止活動の振り返り・次年度に向けて</li> </ul>
<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の生徒会活動の取組が有効であったか振り返り、次年度の取組に生かす。</li> <li>・学校評価の結果をもとに学校基本方針の見直しや来年度の取組の軌道修正を行う。</li> </ul>		

(1) いじめの未然防止のための取組

- 「中央中学校 いじめ防止に関する年間計画」を作成し、年間を通して長期的、総合的にいじめ防止等のための取組を行います。
- 生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団作りに努めます。
- 日々の授業や道徳教育を充実させることで、生徒の「豊かな心」の育成につなげ、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍でき、充実感や達成感を味わえる学校づくりを進めます。また、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に該当生徒の特性や背景を踏まえた適切な支援を行います。

(2) いじめの早期発見のための取組

- 教職員は普段からカウンセリングマインドで生徒と接するなど、相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- いじめを早期に発見するために、生徒の変化に気づいたり、気づいた情報を確実に共有したりする方法などについて考え、実践します。
- けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

- 普段の子どもの生活を把握するための「いじめに関する生活アンケート」を毎月実施するとともに定期的に個人面接等を実施します。
- hyper-QU 検査を実施し、その結果を学級経営等に生かしながら、よりよい学校生活や友達づくりを進めます。
- スクールカウンセラーや教育相談員等と連携を図り、相談しやすい環境を整えます。
- 教育相談委員会の情報交換・協議を、いじめの早期発見の視点から行います。

(3) いじめ解消のための取組

- いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに「中央中学校いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげることで、学級担任等が一人で抱え込むことがないようにします。
- 措置を行う際は、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に対応すること、教育的配慮のもとでケアや指導を行うことなどについて配慮します。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行います。
- 謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期日（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合に解消とします。

(4) 重大事態発生時の対応

- 「中央中学校いじめ緊急対応マニュアル」ならびに「緊急対応の手引き」（文科省H22.3）にしたがい、市教委をはじめとする関係機関と連携をとるとともに、「中央中学校いじめ防止対策委員会」を中心として校内組織で迅速かつ適切に対応します。

#### 4 関係機関との連携

- (1) 深刻ないじめの場合、市教委、警察、児童相談所、医療機関等と連携して、いじめの早期解消を図ります。
- (2) 深刻な事案が発生したときの連携を容易にするために、各機関とは日頃からの連携を深めます。

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針を相談したい。	市教委学校教育課教育支援係
・指導方針について相談したい。 ・生徒や保護者への対応を相談したい。	総合教育センターいじめ対策室
・いじめによる暴行、傷害等の刑事事件が発生している。	児相、警察、青少年センター
・いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。	医療機関、こころの健康センター
・いじめられた生徒、いじめた生徒への福祉的、心理的支援について。	児相、市福祉課、市子育て支援課

#### 5 保護者との連携

(1) いじめられている生徒の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝えます。
- 学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝えます。また、今後の対応の方針について具体的に示します。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、生徒の様子等についての情報を保護者から伺います。

## (2) いじめている生徒の保護者との連携

- 事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭訪問し、事実経過を伝え、その場で生徒に事実の確認をします。
- 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- 誰もがいじめる側にも、いじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。
- 学校からの事実説明や対応に納得できない保護者の場合は、あらためて事実確認、学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求めます。

## (3) 保護者との日常的な連携

- いじめが発見されたときだけでなく、平素より保護者との連携を図り、いじめ防止のための取組をします。

## (4) 評価の実施

- 「学校評価」の羅針盤に、いじめ防止の取組にかかわる評価項目を設け、生徒・保護者・教職員・第三者による評価や意見を分析することを通して、取組の随時改善に努めます。

附記 平成28年4月一部改正  
平成29年4月一部改正  
平成30年4月一部改正  
平成31年4月一部改正  
令和2年4月一部改正  
令和3年4月一部改正  
令和4年4月一部改正  
令和5年4月一部改正